

埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

ステージ指標 (ステージIV指標)	6月22日	6月29日	7月6日
病床全体利用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上) 18.5% (307/1,661)	17.6% (293/1,661)	20.3% (338/1,666)
入院率	40%以下 (25%以下) 35.0% (307/876)	29.2% (293/1,004)	28.1% (338/1,202)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上) 14.0% (23/164)	8.5% (14/164)	12.7% (21/165)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上) 11.9人 (876人)	13.7人 (1,004人)	16.4人 (1,202人)
PCR検査陽性率 (※1週間平均)	5% (10%)	2.8%	3.5%
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上) 7.2人 (526人)	8.9人 (652人)	11.3人 (829人)
感染経路不明割合	50%	53.4%	49.4%
有効再生産数	※計算式 = (前週7日間の新規陽性者数 / 前週7日間の陽性者数) × (1 / R0) × (1 / 平均世代間隔) × 5日を設定	0.936	1.166
			1.187

まん延防止等融点措置延長!

県民の皆様へのお願い
(特措法第24条第9項、その他お願い)

◆ 県境をまたぐ移動、特に、**緊急事態措置区域との往来は、極力控えること。**

◆ **不要不急の外出・移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆ **外出・移動の際は、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的の場所以外に立ち寄りず、直行・直帰を徹底**

お買い物、お出かけは『県内』『少人数』で!

飲食店に対する営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆ 酒類の提供について

	措置区域	措置区域以外
酒類提供	原則、提供自粛 (飲酒の機会を設けないこと) ただし、以下の遵守を条件に、提供可能 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けること ※特に、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底の 基本4項目を遵守すること	
提供時間	午前11時から 午後7時まで	午前11時から 午後8時まで
人数上限	・1人 又は ・同居家族 (介助者含む) のみ	・4人以下 又は ・同居家族 (介助者含む) のみ

新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化

120億797万3千円

個別接種促進に向けた医療機関への支援

7月末までとしていた個別接種に係る財政支援策を8月以降も継続し11月の最終週までとする。

①「診療所」の接種回数の底上げ	②1日当たりの接種回数の底上げ (診療所・病院共通)	③「病院」の接種体制強化
期間中に4週間以上、以下の回数を接種した場合、接種回数に応じて支援 週100回以上+2,000円/回 週150回以上+3,000円/回	1日当たり50回以上接種を行った場合に、1日当たり10万円(定額)を交付 ※①との重複は不可	特別の体制をとって、1日当たり50回以上の接種を週1日以上、期間中に4週間以上行う場合、以下を支援 医師 7,500円/人・時 看護師等 2,700円/人・時

職域接種への支援

中小企業の共同実施や大学等が実施する職域接種のうち、条件※に該当する場合に、会場運営に係る経費に対して接種1回当たり1,000円(上限)を支援。
※外部的医療機関が出張して実施するものなど

酒類販売事業者等に対する協力支援金

2億9,109万9千円

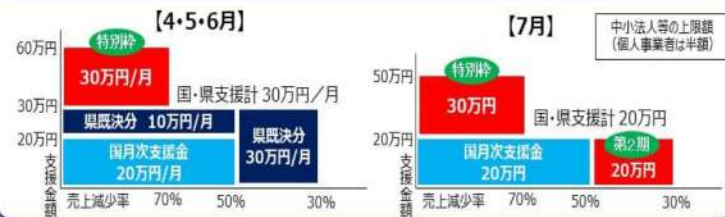
酒類の提供制限等により影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金(第2期)を支給する。
また、特に甚大な影響を受けた事業者に対して特別枠を設けて協力支援金を増額支給する。

【第1期からの追加・変更点】

〈第2期〉令和3年7月分を新たに支援

〈特別枠〉対象月の月間売上が前年又は前々年同期比で70%以上減少している事業者への協力支援金を増額

【給付金額】 対象月の売上減少額 (上限額は下図のとおり)



地元志木市情報

ウォーキングコースに県の補助金交付



川を舞台とした地域活性化と健康増進事業(志木市)

【目的】

「川の国埼玉はつらつプロジェクト」の整備にあわせ、魅力ある水辺空間に新たな人の流れを創出し、健康増進にも資するウォーキングコースを整備します。

【概要】

水辺空間に新たな人の流れを創出する「ウォーキングコース施設の整備」



【ウォーキングコース施設整備】
・川辺を活用したウォーキングコースを整備
・令和3年度は4コース整備予定(令和2年度は5コース整備済)

【コース上に設置するもの】
・距離等を示す路面標示
・各コース案内看板



要望額: 780万円(総事業費: 1,575万円)

いろは商店街の市場側に新たに防犯カメラが設置される



いろは商店街、市と県の連携で防犯カメラを4台設置
いろは商店街市場方面の防犯強化で安心・安全を確保

志木市長室を訪問



市政と県政のパイプ役として再選された香川武文市長と意見交換並びに情報交換

柳瀬川・志木大橋と東武鉄橋のアンダーパスと遊歩道整備工事が完成!



6月30日に完成 ウォーキングなどでご活用ください

6月16日の豪雨・道路冠水被害対策を現地確認し県土整備事務所に要望

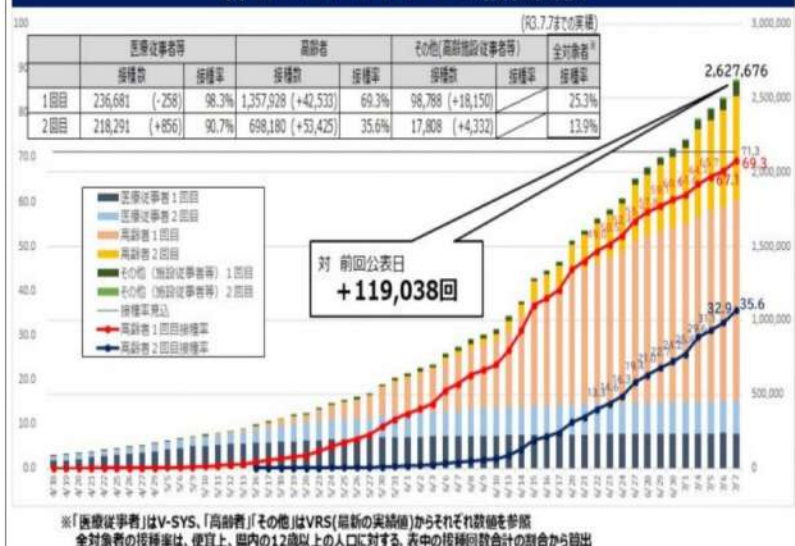


志木市や近隣住民への説明と254号バイパス水路工事の工夫ならびに工事時期が変更(雨季は工事せず)となりました
志木市役所前交差点改良工事について(9月17日まで)



工事延長=97.0m 掘削工、舗装工、管渠工、街集工、区画線工、緑石工など

新型コロナワクチンの接種実績



ワクチン接種で副反応が出た場合の相談窓口

起こるかもしれない重い症状(頻度不明)

【症状の発現状況、時期】
■ ワクチン接種直後から、時には5分以内、通常30分以内に以下の症状が現れた場合、ショック、アナフィラキシーの疑いがあります。
(アナフィラキシー発生率: 接種100万回あたり11.1例)
出典: 海外第1/2回相対試験(C459100試験)及び国内第1/2回相対試験(C4591005試験)

皮膚のかゆみ、じんましん、紅腫、皮膚の発赤など
胸痛、吐き気など
視覚の異常
声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、鼻息が重いなど
蒼白、意識障害など

接種後しばらくの間は、会場でお待ちいただき、このような症状がみられた場合には、ただちに、接種会場の医師、看護師等に伝えてください。

■ 万が一、接種会場から帰宅後、上記の症状等が現れた場合には、県が設置する24時間対応の専門相談窓口にご相談ください。

【相談窓口】
埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口
☎ 0570-033-226
24時間 土日祝日も看護師等が相談に応じます。

※相談窓口は、電話でのアドバイスを行い、相談者の判断の参考とさせていただくもので、医師行為ではありません。あらかじめご理解のうえ、ご利用ください。

予防接種による健康被害についての補償(予防接種健康被害救済制度)
■ 新型コロナワクチンの接種により、健康被害が生じた場合と国が認定した場合には、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができます。申請に必要な手続き等については、住民票がある市町村にご相談ください。